

京都市職員共済組合公告第17号

京都市職員共済組合定款の一部変更について  
京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成29年12月27日

京都市職員共済組合  
理事長 岡田 憲和

第48条中「退職等年金経理」の右に「，退職等年金預託金管理経理」を加える。

附則第13項中「「退職等年金経理，経過的長期経理，経過的長期預託金管理経理」として，同条の規定を適用する。」を「「退職等年金経理，経過的長期経理」と，「退職等年金預託金管理経理」とあるのは，「退職等年金預託金管理経理，経過的長期預託金管理経理」と読み替えるものとする。」に改める。

附 則

この変更は，平成30年1月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)